

資 料 提 供	
平成24年11月20日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (小 牧)
電 話	0857-26-7043

平成24年11月定例県議会付議案

議案第 1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算
議案第 2号	同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
議案第 3号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算
議案第 4号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 5号 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の設定について（福祉保健課）

生活保護法及び社会福祉法の一部が改正され、条例で保護施設及び授産施設の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概 要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①救護施設においては、施設の長、医師、生活指導員等を置くこととする。
- ②救護施設の居室は、1人当たりの床面積を、収納設備等を除き、3.3㎡以上とする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[共通で独自基準を定めるもの（議案第5号～議案第16号において同様の規定を定める。以下省略）]

- ・利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者等に周知することを義務付ける。また、自己点検のほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- ・設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。
- ・県等が行う検査等に協力することを義務付ける。

[平成25年4月1日施行]

議案第 6号 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の設定について（障がい福祉課）

障害者自立支援法の一部が改正され、条例で障害福祉サービス事業等の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概 要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①生活介護を行う場合においては、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員等を置くこととする。
- ②生活介護を行う場合においては、訓練・作業室を設けることとする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第 7号 鳥取県障害者支援施設に関する条例の設定について（障がい福祉課）

障害者自立支援法の一部が改正され、条例で障害者支援施設の人員、設備、運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①生活介護を行う場合においては、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員等を置くこととする。
- ②居室は、1人当たりの床面積を、収納設備等を除き、9.9㎡以上とする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[その他独自基準を定めるもの]

- ④利用者が地域の生活に移行できるようにするための必要な支援に努めることとする。

[平成25年4月1日施行]

議案第 8号 鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の設定について（障がい福祉課）

障害者自立支援法の一部が改正され、条例で地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①地域活動支援センターにおいては、指導員等を置くこととする。また、創作的活動等を行うために必要な設備等を備えた部屋等を設けることとする。
- ②福祉ホームにおいては、管理人を置くこととする。また、居室は、収納設備等を除き、1人当たりの床面積を9.9㎡以上とする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第 9号 鳥取県軽費老人ホームに関する条例の設定について（長寿社会課）

社会福祉法の一部が改正され、条例で軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①生活相談員、介護職員等を置くこととする。
- ②居室の床面積は、21.6㎡以上とする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第10号 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の設定について（長寿社会課）

老人福祉法の一部が改正され、条例で養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①養護老人ホームにおいては、生活相談員、支援員等を置くこととする。また、居室は、1人当たりの床面積を10.65㎡以上とする。
- ②特別養護老人ホームにおいては、医師、生活相談員、介護職員、看護職員等を置くこととする。また、居室は、1人当たりの床面積を10.65㎡以上とする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第11号 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の設定について（長寿社会課）

介護保険法の一部が改正され、条例で居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①訪問介護事業所及び介護予防訪問介護事業所においては、事業所ごとに訪問介護員等を置くこととする。
- ②事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることとする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第12号 鳥取県介護保険施設に関する条例の設定について（長寿社会課）

介護保険法の一部が改正され、条例で指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①指定介護老人福祉施設においては、医師、介護職員、介護支援専門員、看護職員等を置くこととする。また、居室は、1人当たりの床面積を10.65㎡以上とする。
- ②介護老人保健施設においては、医師、薬剤師、介護支援専門員等を置くこととする。また、療養室は、1人当たりの床面積を8㎡以上とする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第13号 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の設定について（長寿社会課）

介護保険法の一部が改正され、条例で指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①指定介護療養型医療施設においては、医師、薬剤師、介護支援専門員等を置くこととする。
- ②病室は、1人当たりの床面積を6.4㎡以上とする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第14号 鳥取県児童福祉施設に関する条例の設定について（子育て応援課）

児童福祉法の一部が改正され、条例で児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①助産施設においては病院、診療所又は助産所として必要な職員及び設備を有することとする。
- ②乳児院においては、医師又は嘱託医師、看護師、個別対応職員等を置くこととする。また、寝室は、乳幼児1人当たりの床面積を2.47㎡以上とする。
- ③母子生活支援施設においては、母子支援員、嘱託医師、少年を指導する職員等を置くこととする。また、母子室の床面積は、30㎡以上とする。
- ④保育所においては、保育士、嘱託医師等を置くこととする。また、保育室又は遊戯室は、幼児1人当たりの床面積を1.98㎡以上とする。
- ⑤児童厚生施設においては、児童の遊びを指導する者等を置くこととする。また、集会室、遊戯室等を設けることとする。
- ⑥児童養護施設においては、児童指導員、嘱託医師、保育士等を置くこととする。また、児童の居室は、1人当たりの床面積を4.95㎡以上とする。
- ⑦福祉型障害児入所施設においては、嘱託医師、児童指導員、保育士等を置くこととする。また、居室、調理室、浴室等を設けることとする。
- ⑧医療型障害児入所施設においては、病院として必要な職員、児童指導員、保育士等を置くこととする。また、病院として必要な設備、訓練室、浴室等を設けることとする。
- ⑨福祉型児童発達支援センターにおいては、嘱託医師、児童指導員、保育士等を置くこととする。また、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場等を設けることとする。
- ⑩医療型児童発達支援センターにおいては、診療所として必要な職員、児童指導員、保育士等を置くこととする。また、診療所として必要な設備、指導訓練室、屋外訓練場等を設けることとする。
- ⑪情緒障害児短期治療施設においては、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士等を置くこととする。また、居室は、1人当たりの床面積を4.95㎡以上とする。
- ⑫児童自立支援施設においては、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医師、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医師等を置くこととする。また、居室は、1人当たりの床面積を4.95㎡以上とする。
- ⑬児童家庭支援センターにおいては、支援を担当する職員等を置くこととする。また、相談室を設けることとする。
- ⑭その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[その他独自基準を定めるもの]

（母子生活支援施設）

- ⑮各施設に個別対応職員の配置を義務付ける。

（保育所）

- ⑯障がいのある乳幼児の保育については、障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下で保育を実施する旨規定を定める。
- ⑰保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずる規定を定める。
- ⑱乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努力規定を定める。
- ⑲さまざまな支援に対応するため、基準を上回る保育士の配置を行うよう努力規定を設ける。

[平成25年4月1日施行]

議案第15号 鳥取県婦人保護施設に関する条例の設定について（青少年・家庭課）

社会福祉法の一部が改正され、条例で婦人保護施設の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①利用者を指導する職員等を置くこととする。
- ②居室は、1人当たりの床面積を、収納設備等を除き、4.95㎡以上とする。
- ③その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第16号 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の設定について

（子ども発達支援課）

児童福祉法の一部が改正され、条例で指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①指定児童発達支援事業所においては、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこととする。また、指導訓練室のほかサービスの提供に必要な設備等を設けることとする。
- ②指定医療型児童発達支援事業所においては、診療所として必要な従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこととする。また、診療所として必要な設備、指導訓練室、屋外訓練場等を設けることとする。
- ③指定放課後等デイサービス事業所においては、指導員又は保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこととする。また、指導訓練室及びサービスの提供に必要な設備等を設けることとする。
- ④指定保育所等訪問支援事業所においては、訪問支援員、児童発達支援管理責任者等を置くこととする。また、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画及びサービスの提供に必要な設備等を設けることとする。
- ⑤指定福祉型障害児入所施設においては、嘱託医師、看護師、児童指導員、児童発達支援管理責任者等を置くこととする。また、居室は、1人当たりの床面積を4.95㎡以上とする。
- ⑥指定医療型障害児入所施設においては、病院として必要な従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者等を置くこととする。また、病院として必要な設備、訓練室、浴室等を設けることとする。
- ⑦その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第17号 鳥取県医療法施行条例の設定について（医療政策課）

医療法の一部が改正され、条例で病院及び診療所の薬剤師、看護師等の配置の基準等を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

[現行基準どおり定めるもの]

- ①病院及び診療所の開設許可の基準となる病床数の算定において、介護老人保健施設等の特殊な病床については、規則で定めるところにより補正を行う。
- ②病院及び医師が3人以上の診療所には専属の薬剤師を置くことなど病院及び診療所の薬剤師、看護師等の配置の基準を定める。この場合において、病院が有すべき看護師及び准看護師の員数は、次のとおりとする。
 - ・療養病床 患者4人につき1人（平成24年6月30日までに知事に届け出た病院の病床については、平成30年3月31日までは6人につき1人）
 - ・精神病床、結核病床 患者4人につき1人
 - ・感染症病床、一般病床 患者3人につき1人
 - ・外来 患者30人につき1人
- ③その他、病院及び療養病床を有する診療所の施設の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第18号 鳥取県保健所条例の一部改正について（福祉保健課）

受益と負担の公平確保を図るため、保健所が発行する証明書の交付に係る手数料の額を引き上げる等所要の改正を行うものである。

（概要）

証明書の交付に係る手数料の額は、1件につき650円（現行420円）とする。

[平成25年4月1日施行]

議案第19号 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について（子育て応援課）

保育所の人員、設備及び運営の基準を見直したことに伴い、認定こども園の認定基準を保育所の基準と整合させるための改正を行うものである。

（概要）

- ①障がいのある乳幼児の保育については、障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら適切な環境の下で保育を実施する旨規定を定める。
- ②乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努力規定を定める。
- ③全ての認定こども園において、認定こども園の付近にある適当な場所を屋外遊戯場に代えることができることとする。
- ④さまざまな支援に対応するため、基準を上回る保育士等の配置を行うよう努力規定を設ける。
- ⑤利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者等に周知することを義務付ける。また、自己点検のほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- ⑥設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。
- ⑦その他必要な人員、設備、運営等の基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第20号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

公営住宅法の一部が改正され、条例で公営住宅の整備基準及び入居者の収入基準等を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるとともに、子育てしやすい環境の整備を図るため、優先入居の対象となる子育て世帯の要件を拡大する等所要の改正を行う。

（概要）

① 県営住宅の整備基準

[現行基準どおり定めるもの]

- ・健全な地域社会の形成に考慮すること。
- ・安全、衛生、美観等を考慮し、快適に居住、利用できるようにすること。
- ・建設、維持管理に要する費用の縮減に努めること。

[独自基準を定めるもの]

- ・ユニバーサルデザインの導入及び県産材の活用について努力規定を定める。

② 入居収入基準

[現行基準どおり定めるもの]

- ・本来階層（通常基準） 月額収入が 15.8 万円以下の世帯
- ・裁量階層（高齢者、障がい者等） 月額収入が 21.4 万円以下の世帯

[独自基準を定めるもの]

- ・裁量階層の世帯に、義務教育期間が終了するまでの児童のいる者（現行 小学校就学前の児童のいる者）を追加する。

③ 優先入居の対象に、義務教育期間が終了するまでの児童のいる者を追加する。

④ 用途廃止等の予定日が決まっている県営住宅に、入居期間を限定した期限付き入居制度を導入するとともに、これに関する手続について定める。

[公布日施行ほか]

議案第21号 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について（雇用人材総室）

職業能力開発促進法の一部が改正され、条例で公共職業訓練の基準等を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準等を定めるものである。

（概要）

[現行どおり定めるもの]

- ① 県が設置する職業能力開発施設で実施する職業訓練について、県内の現状を踏まえ課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の事項について基準を定める。
- ② 職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しないこととする。
- ③ 職業訓練指導員の資格を定める。

[独自基準を定めるもの]

- ④ 専門校の行う職業訓練とみなすことができる訓練（委託訓練）について、職業の転換を必要とする求職者に加え能力の向上を図ろうとする在職者も対象とするよう要件を緩和する。

[平成 25 年 4 月 1 日施行]

議案第22号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、これまで手数料を徴収していなかった各種事務について、新たに手数料を徴収する等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
計量法に基づく特定計量器の検定 アネロイド型圧力計	1 個につき	90 円
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の新築等に関する計画の認定		
住宅の部分	1 件につき	4,000 円～548,000 円
共用部分	1 件につき	9,000 円～469,000 円
住宅以外の部分	1 件につき	9,000 円～841,000 円
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の新築等に関する計画の変更の認定		
変更する部分	1 件につき	計画認定に係る手数料の半額
増加し、又は減少する部分	1 件につき	計画認定に係る手数料と同額
魚類に係る疾病の検査 ヒラメに係るクドア・セプテン punkタータ検査		
種苗検査（PCR 検査）	1 回につき	19,900 円
養殖魚出荷前検査（検鏡検査）	1 回につき	15,700 円

廃 止

旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付

[公布日施行]

議案第23号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

受益と負担の公平確保を図るため、県立病院において、これまで初診料として徴収していたセカンドオピニオンに係る相談料について、新たに使用料を設定し使用料として徴収するとともに、既存の使用料を見直す等所要の改正を行うものである。

（使用料の概要）

- ①セカンドオピニオンの相談に係る使用料として、相談時間1時間につき10,500円を徴収する。
- ②受精卵凍結保存料の額を1件につき42,000円（現行 1年につき42,000円）に改める。

[平成25年4月1日施行]

**議案第24号 財産を無償で譲渡すること（みなとさかい交流館さかいポートサウナ、
駐車場用地及び駐車場設備）について（空港港湾課）**

相手方：境港市
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
みなとさかい交流館さかいポートサウナ	境港市大正町215番地	建物	3,467.26㎡のうち411.54㎡
駐車場用地	境港市浜ノ町120番地	土地	3,218.47㎡のうち2,778.97㎡
駐車場設備	境港市浜ノ町120番地	工作物	1式

無償譲渡理由：相手方の建設費負担金の支払後に相手方へ引き渡すことを前提に整備した当該施設について、相手方の支払が完了したため、無償で譲渡しようとするものである。（譲渡予定日 平成25年4月1日）

議案第25号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

（変更の概要）

相手方：変更前 鳥取市個人 ほか42名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか47名

譲渡財産：下表のとおり

変更前				変更後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか66筆	土地	67,531.58㎡	866,946,190円	鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか81筆	土地	73,635.74㎡	981,600,318円

議案第26号 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について（県土総務課）

鳥取県建設工事等入札制度基本方針（以下「基本方針」という。）において制限付一般競争入札の適用範囲の拡大を図ることとされていることから、地域密着型総合評価落札方式の導入を契機に制限付一般競争入札の適用範囲を拡大する。

また、基本方針において県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら適正な競争性の確保を図ることとされており、6千万円未満の建設工事の入札には原則、東部・中部・西部毎に当該区域に本店が所在する建設業者を参加させることとされている。

しかし、入札参加条件を満たす者が20以上見込めず区域割による入札を行うことができない状況が生じていることから、区域割を拡大する場合の要件を変更する。

（概要）

- ①現在、限定公募型指名競争入札により行うこととしている250万円以上1千万円未満の工事の入札について、制限付一般競争入札により行うこととする。
- ②入札に参加できる建設業者の区域を隣接する区域等に拡大する場合の要件を「入札の条件を満たす者の数が少なく適正な競争性が確保できないと認められる場合」に変更する。
- ③②の適正な競争性が確保できないと認められる場合の要件を定めるときは、鳥取県建設工事等入札・契約審議会の意見を聴くものとする。

[平成25年1月1日適用]

議案第27号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成25年度宝くじ発売総額：53億円以内
(平成24年度宝くじ発売議決額：51億円以内)

議案第28号 平成23年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

歳入	361,671,186千円		
歳出	342,064,575千円	翌年度に繰り越すべき財源	4,176,759千円
差引	19,606,611千円	実質収支	15,429,852千円

特別会計歳入歳出決算額

歳入	107,807,800千円
歳出	105,741,430千円
差引	2,066,370千円

議案第29号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与改定を行うものである。

(概要)

- ・給料表：現行の給料表を1.8%引き下げ（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）

[平成25年1月1日施行]

議案第30号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について（人事企画課）

一般職の職員に準じ、知事等の給与等の改定を行うものである。

[平成25年1月1日施行]

議案第31号 専決処分の承認について

（1）平成24年度鳥取県一般会計補正予算（平成24年11月16日専決）（財政課）

補正前の額	335,989,683千円
補正額	464,356千円（国庫支出金 460,749千円、諸収入 7千円、一般財源（繰越金）3,600千円）

補正後の額 336,454,039千円

・11月16日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するための補正予算。

報 告 事 項

報告第 1号 平成23年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
とりぎん文化会館舞台機構設備改修事業費	21～23年度	619,851,750
鳥取工業高等学校共通実習棟等耐震改修事業費	22～23年度	2,398,992,750
米子工業高等学校整備費	20～23年度	3,683,056,650
特別支援学校教室不足解消事業費	22～23年度	392,683,000

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1） 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年10月19日専決）（農政課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 29,505 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 7 月 27 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

（2） 鳥取県暴力団排除条例の一部改正について（平成24年10月22日専決）（警察本部組織犯罪対策課）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の名称の改正を行うものである。

[平成 24 年 10 月 30 日施行]

（3） 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年10月30日専決）（道路企画課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 195,410 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 8 月 12 日、和解の相手方が、小型乗用自動車で沿道の店舗から一般県道仙隠岡田線に進入しようとした際、歩道内の側溝のふたが壊れ、当該ふたに接触した同車両が破損したものである。

（4） 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年10月30日専決）（集中業務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 82,215 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 9 月 3 日、会計管理者庶務集中局集中業務課の職員が、公務のため、駐車場に軽貨物自動車を駐車し、運転席ドアを開けたところ、不注意により、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

（5） 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年10月30日専決）

（家庭・地域教育課）

和解の相手方：東伯郡北栄町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 50,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 8 月 2 日、船上山少年自然の家の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通貨物自動車を運転中、交差点を左折しようとした際、左側の視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。

(6) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について(平成24年11月2日専決)
(雇用人材総室)

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の名称の改正を行うものである。

[平成25年4月1日施行]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年11月7日専決) **(県土総務課)**

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 202,616 円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成24年6月1日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、停止しようとして徐行していた和解の相手方が運転する軽貨物自動車に追突し、和解の相手方が負傷したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年11月12日専決)
(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 275,674 円(県過失5割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成23年11月17日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型特種自動車(ミニパトカー)を運転中、交差点を右折する際、直進してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年11月12日専決)
(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 19,950 円(県過失5割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成24年5月2日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左後方から前進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 11件